

山口大学光・エネルギー研究センター規則

平成27年7月28日制定（副学長（学術研究担当）裁定）

（趣旨）

第1条 この規則は、先進科学・イノベーション研究センターに置く山口大学光・エネルギー研究センター（以下「センター」という）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条 センターは、エネルギー枯渇やCO₂排出などの環境問題および持続的経済成長の問題を共に解決するため、光・エネルギー分野の融合により技術の限界を打破し、エネルギーのスマートな創出・活用・貯蔵を実現するグリーンテクノロジーで世界水準の研究・教育を推進するとともに、基礎研究から社会実装まで一貫した統合研究により社会に貢献することを目的とする。

（部門）

第3条 センターに、次の研究グループを置く。

- (1) 光エレクトロニクス研究グループ
- (2) 光物質変換研究グループ
- (3) 機能性分子研究グループ

（運営委員会）

第4条 センターの運営に関する基本方針その他必要な事項を審議するため、山口大学光・エネルギー研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（職員）

第5条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) グループリーダー、グループサブリーダー
- (4) センターの大学教育職員（専任又は兼務）
- (5) その他必要な職員

2 センターに、客員研究員及び協力研究員を置くことができる。

(センター長。副センター長等)

第6条 センター長は山口大学「研究拠点群形成プロジェクト」研究代表者をもってセンター発足時充て、その後のセンター長の変更が必要な場合はセンターメンバーの合意にもとづいて行う。

2 副センター長及び部門長は、センター長が指名した者をもって充てる。

3 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 グループリーダー、グループサブリーダーは、当該グループの業務を掌理する。

(事務)

第7条 センターに関する事務は、学術研究部研究推進課及び工学部において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この規則は、平成27年7月28日から施行する。

山口大学光・エネルギー研究センター運営委員会 規則

平成27年7月28日制定（副学長（学術研究担当）裁定）

（趣旨）

第1条 この規則は、山口大学光・エネルギー研究センター規則第4条第2項の規定に基づき、山口大学光・エネルギー研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

（審議事項）

第2条 運営委員会は、山口大学光・エネルギー研究センター（以下「センター」という。）に関し、次の事項について審議する。

- (1) 管理及び運営に関する事項
- (2) 予算に関する事項
- (3) 研究部門の編成等研究計画に関する事項
- (4) 客員研究員及び協力研究員の受入れに関する事項
- (5) その他センターの運営に必要な事項

（組織）

第3条 運営委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) グループリーダー・グループサブリーダー
- (4) URA
- (5) その他兼務の教職員のうちセンター長が指名する者

（委員長）

第4条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

（議事）

第5条 運営委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 運営委員会が、必要と認めたときは、委員以外の者を運営委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 運営委員会の事務は、学術研究部研究推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附則

1 この規則は、平成27年7月28日から施行する。